

「(仮称)留寿都風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、インベナジー・ジャパン合同会社が、北海道虻田郡留寿都村において、最大で総出力75,600kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の対象事業実施区域周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく支笏洞爺国立公園が存在していることに加え、同区域内には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生が存在している。また、同区域は、重要野鳥生息地(IBA)と重なっていることから、本事業の実施に伴いこれらの重要な景観、動植物及び生態系等への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 追加調査等について

本事業の環境影響評価を実施するため、対象事業実施区域及びその周辺の動物、植物、生態系及び景観等の現状を調査する必要があるが、動物、植物及び生態系の一部の範囲で調査が行われていないため、環境影響の予測及び評価に影響を及ぼす可能性がある。

このため、動物及び生態系の現地調査については、専門家に調査範囲を確認の上、必要に応じて追加調査を行うこと。また、追加調査の結果を踏まえ、必要に応じて風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置・規模(以下「配置等」という。)並びに環境保全措置及び事後調査の内容等について再検討を行うこと。

(2) 事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の現状に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の飛翔が確認されている。また、同区域及びその周辺は鳥類の渡り経路となっている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 景観に対する影響

対象事業実施区域は、支笏洞爺国立公園に囲まれるように立地しており、本事業の実施により、当該国立公園内の眺望点から同公園内の重要な景観資源である羊蹄山や洞爺湖等を眺望した際に優れた眺望を損なうおそれがあることから、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等については、自治体等の関係機関の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者に対し、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を行うこと。